

別表 国際交流プログラム及び国際研究協力ジャパントラスト事業海外研究者招へいの支給条件と支給方法

支給項目	支給条件		支給方法
	国際交流プログラム	国際研究協力ジャパントラスト事業	
1 渡航費	<p>個別招へい研究者の所属機関の最寄りの国際空港から、受入機関の最寄りの国際空港までの往復航空運賃を支給する。</p> <p>クラスSは原則ビジネスとし同伴家族1名1度の往復航空運賃（ビジネス）を支給する。また、クラスAAは原則ビジネス、クラスAは原則ノーマルエコノミー（ノーマルエコノミー料金を超えなければディスカウントビジネスも可）、クラスB及びCは原則ディスカウントエコノミー（場合によりノーマルエコノミー）とする。</p> <p>原則以外の支給が必要と認められる特別な理由がある場合は、受入機関が機構の事前許可を受けるものとする。</p>	<p>招へい研究者の所属機関の最寄りの国際空港から、受入機関の最寄りの国際空港までの往復航空運賃を支給する。但し、運賃のクラスは次のとおりとする。</p> <p>【クラスA】原則ノーマルエコノミー（ノーマルエコノミー料金を超えなければディスカウントビジネスも可）</p> <p>【クラスB】原則ディスカウントエコノミー（備考）</p> <p>渡航費に関して、招へい研究者が所属機関の職務のため、一時帰国せざるを得ない場合は、機構が一時帰国の必要性及びその研究の継続性、連続性を精査したうえ、例外的にその1回分の一時帰国にかかる往復航空運賃及び空港からの交通費の支給を認める場合がある。</p>	<p>原則として、現地通貨で往復航空券を購入した際の領収書と往路搭乗半券を基に、購入日の為替レートで円換算した金額を、招へい研究者の来日後速やかに支給する。</p> <p>往復航空券の支給も可能とする。</p>
2 空港からの交通費	<p>【クラスS、AA、A、B、C共通】</p> <p>受入機関の最寄りの国際空港から受入機関までの往復交通費（公共交通機関）を支給する。</p>	<p>【クラスA、B共通】</p> <p>受入機関の最寄りの国際空港から受入機関までの往復交通費（公共交通機関）を支給する。</p>	<p>往路については、渡航費の支給に併せて支給し、復路については離日期日までに支給する。</p>
3 支度料	なし	<p>【クラスA、B共通】 124,000円を支給する。</p>	<p>渡航費の支給に併せて支給する。</p>

4 滞在費	<p>クラスにより、以下の日額を支給する。</p> <p>クラスS : 40,000円</p> <p>クラスAA及びA : 19,000円</p> <p>クラスB : 14,000円</p> <p>クラスC : 9,300円</p>	<p>【クラスA】日額 22,000円を支給。</p> <p>【クラスB】日額 17,000円を支給。</p>	<p>原則として、毎月16日までに当月分の滞在費を支給する</p>
5 保険料	<p>【クラスS、AA、A、B、C共通】</p> <p>下記の額を保険金の限度として、招へい期間中、招へい研究者に対し保険を付与する。</p> <p>傷害死亡 30,000千円</p> <p>傷害後遺障害 30,000千円</p> <p>傷害治療 2,000千円</p> <p>疾病死亡 2,000千円</p> <p>疾病治療 2,000千円</p> <p>救援者費用 7,000千円</p> <p>賠償責任 100,000千円</p>	<p>【クラスA、B共通】</p> <p>下記の額を保険金の限度として、招へい期間中、招へい研究者に対し保険を付与する。</p> <p>傷害死亡 30,000千円</p> <p>傷害後遺障害 30,000千円</p> <p>傷害治療 2,000千円</p> <p>疾病死亡 2,000千円</p> <p>疾病治療 2,000千円</p> <p>救援者費用 7,000千円</p> <p>賠償責任 100,000千円</p>	<p>当該保険料は機構から保険会社に直接支払うものとする。</p> <p>保険金(治療費用)は、招へい研究者から提出される請求書等に基づき保険会社が招へい研究者に直接支払うものとする。</p> <p>なお、保険加入にあたって国民健康保険への加入が必要な場合は、受入機関からの請求を受けて機構が支給するものとする。</p>

<p>6 出張旅費</p>	<p>個別招へい研究者が所在する都市を離れて旅行をする必要がある場合には、内国旅行に限り、交通費及び宿泊費（素泊り料）を実費で支給する。滞在中の支払総額として以下の上限を設ける。</p> <p>クラスS : 400,000円  クラスAA及びA : 200,000円  クラスB及びC : 150,000円</p> <p>なお、滞在期間が120日未満の時には以下の上限を設ける。</p> <p>クラスS : 280,000円  クラスAA及びA : 140,000円  クラスB及びC : 105,000円</p>	<p>招へい者の研究活動の一環として受入機関の所在する都市を離れて国内旅行をする場合には、招へい期間中の出張旅費合計額について次の額を限度として実際に要する交通費及び宿泊費を支給する。</p> <p>【クラスA】 300,000円  【クラスB】 250,000円</p> <p>ただし、滞在日数が180日未満の場合には以下の上限を設ける。</p> <p>【クラスA】 200,000円  【クラスB】 150,000円</p> <p>なお、表敬訪問等のために機構を訪問する場合には、上記の限度額とは別に、交通費及び宿泊費を支給する。</p>	<p>受入機関から出張前に出張計画を受理し、出張後に交通費及び宿泊費の請求を受けて、支給する。</p>
---------------	---	---	---